二五パーセント割引往復航空券（二名分）	東京―札幌	一名	二万三〇〇〇円相当
	東京―福岡	一名	二万四五〇〇円相当
	東京―那覇	一名	三万三七〇〇円相当

三、国際ロータリー旅行株式会社に対する件

昭和五八年（排）第五号

排除命令

東京都中央区銀座七丁目八番五号
国際ロータリー旅行株式会社
右代表者　代表取締役　村山徳和

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　国際ロータリー旅行株式会社は、一般消費者を対象に、昭和五七年八月から同年一一月の間を出発日とする「ハワイ二島巡り・六日間」と称する旅行について行った懸賞によらない景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第

五号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に懸賞によらない景品類の提供を行おうとするときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　国際ロータリー旅行株式会社（以下「国際ロータリー旅行」という。）は、肩書地に本店を置き、旅行業法に基づき、運輸大臣の行う登録を受け、一般旅行業を営む事業者である。

二　国際ロータリー旅行は、一般消費者を対象に、昭和五七年八月から同年一一月の間を出発日とする「ハワイ二島巡り・六日間」と称する別表一記載の価格の旅行の参加者に対し、「一〇大特典」と称する別表二記載の約六万二〇〇〇円相当の景品類を提供することを企画し、実施した。

三　一般消費者に対して、懸賞によらないで提供することができる景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額が一、〇〇〇円以上五〇万円未満の場合は、取引価額の一〇分の一までであるところ、国際ロータリー旅行が提供する景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、国際ロータリー旅行の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五八年三月三一日

公正取引委員会

委員長　高橋元

委員　野口一郎

委員　平田胤明

委員　大森誠一

別表一

出発月	出発日	旅行価格
昭和五七年八月	一〇日、一二日、一四日	二六万三〇〇〇円
	一六日、一七日、一九日、二一日、二三日、二五日、二七日、二九日	二四万八〇〇〇円
同九月	一日、四日、五日、七日、九日、一一日、一二日、一三日、一五日、一七日、一九日、二一日、二三日、二五日、二六日、二七日、二九日	二二万三〇〇〇円
同一〇月	二日、三日、五日、八日、九日、一〇日、一四日、一五日、一九日、二〇日、二二日、二四日、二五日、二七日、二九日、三一日	二三万八〇〇〇円
同一一月	二日、三日、六日、八日、一二日、一三日、一七日、一八日、二〇日、二三日、二六日、二九日	二四万八〇〇〇円

別表二

	景品類	景品類の価額の合計
1	カウアイ島又はマウイ島招待	約六万二〇〇〇円相当
2	ポリネシアン・ディナーショー招待	
3	パイナップル一箱（三個入）プレゼント	
4	パパイヤ（一〇個入）プレゼント	
5	ハワイ特製のアイスクリームプレゼント	
6	ハワイアンホストチョコレートプレゼント	
7	マカデミアンナッツプレゼント	
8	ハワイの花アンセリウムプレゼント	
9	ハワイの香水プレゼント	
10	日本航空特製スポーツタオルプレゼント	

四、朝日新聞戸田北部専売所織原新聞店こと織原正義に対する件

昭和五九年（排）第一号

排除命令